

1 相続未登記農地等の実態調査について

- 土地の所有者不明化が問題となっているところ、農地についても、相続未登記農地の存在が担い手への農地の集積・集約化を進める上での阻害要因となっているとの指摘。
- 昨年6月の「日本再興戦略2016」でも、この問題の調査と改善策の検討が明記されたことを踏まえて、農業委員会(市町村の独立行政委員会)を通じて相続未登記農地等の実態調査を実施したところ。

「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」 (平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 生産現場の強化

① 農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績(借入・転貸)は、初年度(2014年度)の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

(中略)

・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。

2 実態調査の結果について

- 実態調査の結果、相続未登記農地及びそのおそれのある農地の面積合計は約93万haで全農地面積の約2割。
- そのうち、遊休農地の面積は約5万4千haで、遊休農地面積全体の約4割。

結果

相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合計	93.4万ha
うち遊休農地	5.4万ha

定義

- 「相続未登記農地」:
登記名義人が死亡していることが確認された農地。
- 「相続未登記のおそれのある農地」:
住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。
- 「遊休農地」:
1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込のない農地等

※ 各農業委員会において、農地台帳上の農地の登記名義人について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳上のデータとそれぞれ照合。